

ハロカルホリデーすみだ 参画パートナー募集要項

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン（以下、「CFC」という）は、墨田区在住の小学生の子どもたちに、スポーツや文化芸術、自然体験や社会体験などのプログラムで利用できる電子ポイントを提供します。ついては、ポイントの利用先として参画する団体及び個人（以下、「ハロカル参画パートナー」という。）を、以下の通り募集します。

1. 2024 年度の事業概要

(1) ポイント付与対象者

墨田区内に居住している小学 1 年生から小学 6 年生までの子どもの保護者
(所得制限なし/定員 1,000 名予定)

(2) ポイント付与額・利用期間

付 与 額： 一人あたり 5 千円～1 万円分（予定）
利用期間： 2024 年 7 月 27 日～2024 年 9 月 30 日まで

(3) 注意事項

- ・ポイントはオンラインで利用できるものを提供します。利用者及び参画パートナーは、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います。（オンラインでの利用手続きが難しい方は、郵送など別途定める方法によりポイント利用にかかる手続きが可能です。）
- ・利用期間内に開催される体験プログラムのみ対象となります。
- ・参画パートナーのポイント利用手続きについては、「6. ポイント利用にかかる手続き」を確認してください。

2. 登録の条件・申請方法等

参画パートナーになるためには登録申請が必要です。次の「(1) 登録の条件」に該当することを確認のうえ、「(2) 登録申請」をしてください。

(1) 登録の条件

次のすべての要件を満たしている団体や個人が対象です。法人格の有無や法人種別は問いません。

▼申請者の要件

- ① 本事業の趣旨に賛同し、多様な体験・文化や地域の人との出会いの機会を通じて、地域全体で子どもたちを見守り、子どもたちのウェルビーイングの向上に寄与すること
- ② 子どもの主体性や意思を尊重し、子どもの権利を守ること
- ③ 必要に応じて、CFCのスタッフとの面談やアンケートやヒアリングに協力できること
- ④ 個人情報保護について万全を期していること
- ⑤ 公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑥ 「参画パートナー募集要項」、「参画パートナー規約」を遵守すること

▼体験プログラムの要件

- ① 特定の場所に子どもが集まり、集団や個別で体験するものとし、プログラムの内容が次の(ア)～(エ)のいずれかに該当すること

活動分野	活動例
(ア) 文化活動やスポーツ、レクリエーションなどの活動	音楽、アート・造形・工作、習字・書道、料理、伝統文化、異文化体験、プログラミング、球技、水泳、ダンス・バレエ、体操、格闘技 など
(イ) 自然体験・野外活動	キャンプ、農業体験 など
(ウ) 社会体験活動	職業・仕事体験 など
(エ) 上記プログラムのほかCFCの事務局が特に認めるもの	

※次の例に挙げる観覧・鑑賞型の活動は、通常取組に加えて、参加者同士での事前学習や振り返りの機会を用意することや特別な体験の機会を追加していただく場合に限り、登録を認めます。

例：プロスポーツチームの公式戦の観戦、事前に料金を明示して開催される音楽・芸術の鑑賞イベント、博物館の展示物鑑賞（水族館・植物園・プラネタリウムなどを含む）など

※障がい等の特別な事情のある利用者に向けたプログラムについては、上記の形式以外でも登録を認める場合があります。

- ② 原則として墨田区内でプログラムの提供を行うものであること
※区内では体験できないプログラムの場合等、集合解散場所が墨田区内であれば、対象となります。
- ③ 原則として有償のプログラムであり、ポイント利用期間内にプログラムの実施が完結するもの
※公共団体、地域団体や市民団体などが行うもの、または社会貢献や地域貢献を目的としたプログラムで、習い事への入会やサービスの利用を斡旋しないものに限り、無償のプログラムについても登録を認めます。
- ④ 体験プログラムの対象者を特定の個人に限定せず、一般の利用を受け付けていること（ポイント利用者以外も含む）。特に、障がいがある子どもへの合理的配慮を行うとともに、参加者や参加家庭の国籍やルーツ、宗教などによって差別しないこと
- ⑤ 活動中の事故やけがの発生に細心の注意を払い、安全・安心な体制をつくること
※活動中に発生した事故やけがの責任をCFCが負うことはできませんので予めご了承ください。

(2) 登録申請

- ① 以下の URL から参画パートナー登録申請画面へ進み、Web フォームに必要な事項を入力のうち、CFC までご提出ください。
- ③ その際、必要に応じて次の添付書類をご準備いただき、Web フォームへのデータ（PDF、写真データ等）添付、又はホームページ等の URL の入力をお願いいたします。

▼事業者登録申請フォーム

<https://ws.formzu.net/dist/S99605933/>



▼添付書類

	添付書類	対象
①	企業・団体の概要が記載された文書 (ホームページの URL でも可)	法人・任意団体のみ
②	活動内容及び費用が記載された文書 (チラシ・パンフレットなど。ホームページの URL でも可)	既に類似の体験プログラムを実施した実績がある方、又は登録する体験プログラムの広報媒体を既に準備されている方のみ

※その他、必要に応じて事務局から追加書類の提出を依頼する場合がございます。

※インターネット環境等の事情で、Web フォームからの申請が困難な方は、CFC の事務局までご連絡ください。郵送での申請方法をご案内いたします。

(3) CFC の事務局との面談

必要に応じて、申請者の所在地及び活動場所等を訪問又はオンラインにて、CFC の事務局と面談等を実施した上で登録を決定します。

(4) 登録受理通知

登録が完了しましたら「登録受理通知」をメールにてお送りします。

※登録申請フォーム受領後、2 週間程度で通知する予定です。また、書類に不備がある場合はこの限りではありません。

3. 登録の期間

- ・登録期間は、「登録受理通知」に記載の登録受理日から 2024 年 10 月 31 日までとします。
- ・ただし、2024 年 10 月 31 日までに CFC の事務局からの通知がない場合、または参画パートナーより登録抹消の届出がない場合は、さらに 1 年間登録期間を延長するものとし、それ以後も同様とします。なお、2025 年度以降に事業実施する場合、事業概要を別途お知らせします。

4. 情報の公開

CFC の事務局は、参画パートナーの名称、実施場所、連絡先、プログラム内容等の情報を、書面またはホームページにおいて公開します。なお、申請時に公開情報として明示した項目以外の情

報は、参画パートナーの同意をいただくことなく、書面またはホームページにおいて公開いたしません。

5. ポイントの利用範囲

(1) 利用できる費用

ポイントを利用することができる費用は次のとおりとします。

- ① 参加費、体験料、その他プログラムの対価として支払う費用
- ② プログラムを利用するために必要不可欠な教材・教具等の費用で、参画パートナーにその支払いを行う費用
- ③ その他、CFC の事務局が認める費用

(2) 利用できない費用

次の費用にポイントを利用することはできません。

- ① 参画パートナー以外に支払う費用
- ② プログラムを利用するために必要でない物品の費用
- ③ 本事業の趣旨に反する費用
- ④ その他、CFC の事務局が不相当と認める費用

6. ポイント利用にかかる手続き

ポイント利用の流れは、次の2つの方法があります。いずれかの方法でお取り扱いください。

※「参画パートナー登録説明資料（概要）」もあわせてご確認ください。

▼ポイント利用登録データ作成による方法

- ① 参画パートナーは、パソコンやスマートフォン等を用いて「ポイント利用管理システム」(※)にアクセスし、利用者コード、利用用途、利用期間、利用するポイント数等を入力して「ポイント利用登録データ」を作成します。
- ② 利用者は、参画パートナーが作成したポイント利用登録データを確認し、確認期間内（ポイント利用登録データ作成日から7日間）にポイント利用の承認作業を行います。
※確認期間を過ぎると、自動で承認となります。
- ③ CFC の事務局は、②の利用者による承認が完了し、月末時点でステータスが「利用済」となっているポイントについて、翌月10日（支払い月が1月と5月の場合のみ15日）に、利用されたポイント数に応じた金額（1ポイントあたり1円）を参画パートナーの指定口座に振込みます。（なお、振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）
- ④ 参画パートナーが①の手続きを行うことができるのは、当該年度の利用者のポイント有効期限の7日前）までとし、CFC の事務局はその翌月10日（10月10日）に振込みを行うものとします。（なお、振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）

▼二次元（QR）コード掲示による方法

- ① 参画パートナーは、「ポイント利用管理システム」から専用の二次元（QR）コードをダウンロードし、利用者に掲示します。

※パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器をお持ちでない場合、CFCの事務局から二次元（QR）コードを提供することも可能ですので、お申し付けください。

- ② 利用者は、スマートフォン等を用いて二次元コードを読み取り、ポイント利用登録データを作成します。

※参画パートナーによる作業は必要ありません。利用者が作成したポイント利用登録データの履歴は、ポイント利用管理システムからいつでも確認できます。

- ③ CFCの事務局は、②が完了し、月末時点でステータスが「利用済」となっているポイントについて、翌月10日（支払い月が1月と5月の場合のみ15日）に、利用されたポイント数に応じた金額（1ポイントあたり1円）を参画パートナーの指定口座に振込みます。（なお、振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします）

- ④ 利用者が②の手続きを行うことができるのは、ポイント利用期日までとします。

（※）ポイント利用管理システムについて

本事業では、クーポン（ポイント）利用にかかる手続きをオンラインシステムにより行います。特別なソフトウェア等は必要なく、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器があれば手続きが可能です。

7. ポイント利用のキャンセル

- ・参画パートナーは、利用者からプログラムの解約の申し出があった場合、利用者と参画パートナーとの間で決められたキャンセル規程等に則り、解約を受け付けることとします。
- ・ただし、ポイントのキャンセルを受け付ける場合は、ポイントのキャンセル手続きによって利用者へポイントを戻すことで対応していただきます。利用者に現金、その他の方法により返金を行うことはできません。

<お問合せ先>

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

TEL: (平日 13:00~18:00)

E-mail: sumida@cfc.or.jp

*土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く